

最終更新 2024 年 7 月

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

OFFICE 2024 デスクトップ

お客様の居住地 (または法人の場合は主たる業務地) が米国内である場合は、第 10 条の拘束力のある仲裁および集団訴訟の権利放棄に関する条項をご確認ください。この規定は、紛争を解決する方法に影響を及ぼします。

このたびはマイクロソフトをお選びいただきありがとうございます。

お客様が本 Office ソフトウェアを取得された方法に応じて、本文は、(i) お客様のデバイスと共に本ソフトウェアを頒布するデバイス製造業者またはソフトウェア インストール業者とお客様の間で、または (ii) お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合は、お客様と Microsoft Corporation (またはお客様の所在地もしくは会社の場合は主たる業務地に応じたその関連会社。以下、「マイクロソフト」といいます) の間で、締結されるライセンス契約書です。マイクロソフトまたはそのいずれかの関連会社が生産したデバイスについてはマイクロソフトがデバイス製造業者であり、お客様が本ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得された場合はマイクロソフトが小売業者となります。ボリューム ライセンスのお客様の場合、Office ソフトウェアの使用については、本ライセンス条項よりもお客様の雇用主のボリューム ライセンス契約の方が優先適用されます。

本ライセンス条項には、本 Office ソフトウェアを使用するお客様の権利、義務、および条件を規定しています。すべての条項が重要であり、一体となってお客様に適用される本ライセンス条項を形成するため、本ソフトウェアに付属する、追加ライセンス条項およびリンク先の条項を含む本ライセンス条項全文を確認してください。転送用のリンクをブラウザ ウィンドウに貼り付けると、リンクされた条件を確認することができます。

本ライセンス条項に同意し、または本ソフトウェアを使用することにより、お客様はこれらの条件のすべてに同意し、かつ、マイクロソフトがアクティベーション中およびお客様による本ソフトウェアの使用、第 4 条のプライバシーに関する声明に記載するとおり、一定の情報を収集することを承諾するものとします。これらの条件に同意せず、また遵守しない場合、お客様は本ソフトウェアまたはその機能を使用することはできません。この場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者に、または本ソフトウェアを直接購入された場合はご利用の小売業者に、問い合わせて、返品方針を確認してください。この方針に基づいて本ソフトウェアまたはデバイスを返品し、お支払いいただいた金額の払い戻しを受けられる場合があります。お客様は、この方針に従わなければなりません。この方針により、お客様は、払い戻しを受けるために本ソフトウェアと共に、本ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返品することが求められる場合があります。

1. 概要

a. 本契約の適用。本ライセンス条項は、お客様のデバイスにプレインストールされている、または小売業者から取得してお客様がインストールした本 Office ソフトウェア、お客様が本ソフトウェアを受領したときのメディア（存在する場合）、本ソフトウェアに含まれるフォント、アイコン、画像、または音声ファイル、および本ソフトウェアに対するマイクロソフトの更新プログラム、アップグレード、追加ソフトウェア、またはサービスに適用されます。ただし、これらにその他の条項が付属している場合は、その限りではありません。他のライセンス条項が適用される場合を除き、マイクロソフトが開発した追加機能を提供する Office アプリにも適用されます。本ライセンス条項にお客様のデバイスで利用できない機能またはサービスに関する条項が含まれている場合、当該条項は適用されません。

b. 追加の条件。お客様のデバイスの機能、構成内容、および使用方法に応じて、お客様による特定の機能、サービス、およびアプリケーションの使用にマイクロソフトおよび第三者の追加条項が適用される場合があります。当該条件を必ずお読みください。

(i) 本ソフトウェアの一部の機能は、オンライン サービスへのアクセス ポイントを提供するか、オンライン サービスに依存しています。そのため、これらのサービスの利用には、Microsoft サービス規約 (<https://aka.ms/msa>) などの別途の条項およびプライバシー ポリシーが適用される場合があります。お客様は、これらの条項およびポリシーを、サービス使用条件を参照することで確認できます。これらのサービスは一部の地域で利用できない場合があります。

(ii) マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者は、追加のアプリケーションを含めることがあります。かかるアプリケーションには、別途のライセンス条項およびプライバシー ポリシーが適用されます。

(iii) 本ソフトウェアには、本ライセンス条項または第三者独自の条項に基づいてお客様にライセンスされる、第三者のプログラムが含まれていることがあります。第三者のプログラムにライセンス条項、通知、および確認事項がある場合は、<https://aka.ms/thirdpartynotices> で確認できます。

(iv) 本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。コンテンツを印刷するために、フォントを一時的にプリンターまたはその他の出力デバイスにダウンロードすることができます。また、コンテンツへのフォントの埋め込みは、フォントの埋め込みに関する制限で許可されている範囲でのみ行うことができます。

2. インストールと使用権

a. ライセンス。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項に基づいて、マイクロソフトは、一度に 1 人のユーザーが使用することを目的として、お客様のデバイス (ライセンスを取得したデバイス) に本ソフトウェアの 1 つのインスタンスをインストール (お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合) して実行する権利を許諾します。ただし、お客様が本ライセンス条項のすべての条項および制限事項を遵守する場合に限ります。本ソフトウェアの権利限定バージョン、特定の地域および特別なエディションに固有のライセンスおよび条件については、以下の第 13 条から第 15 条をご参照ください。マイクロソフトまたは正規の提供元から取得した本ソフトウェアを使用して非正規のソフトウェアを更新またはアップグレードしても、元のバージョンまたは更新もしくはアップグレード後のバージョンは正規のソフトウェアにはならず、この場合、お客様は本ソフトウェアを使用するライセンスを取得していないことになります。

b. デバイス。本契約において「デバイス」とは、本ソフトウェアを実行することができる内蔵ストレージ デバイスを備えたローカル ハードウェア システム (物理または仮想) を意味します。ハードウェアのパーティションまたはブレードは、デバイスとみなされます。本契約の目的上、「デバイス」には、ネットワーク経由のリモート使用のみを目的として本ソフトウェアがインストールされ、アクセスされる、ハードウェア システム (物理または仮想) は含まれません。

c. 制限事項。デバイス製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、本ライセンス条項において明示的に許諾されていないすべての権利 (知的財産に関する法律に基づく権利など) を留保し、お客様にその他の権利がライセンスされることはありません。例えば、本ライセンスは、以下を行う権利をお客様に付与するものではなく、お客様は以下を行ってはなりません (またお客様は、他のいかなる人物または事業体に対しても、以下を行うことを許可してはなりません)。

(i) 本ソフトウェアの機能を個別に使用し、または仮想化すること。

(ii) 本ソフトウェアを公開、複製 (許可されているバックアップ用の複製を除きます)、レンタル、リース、または貸与すること。

(iii) 本ソフトウェアを移転すること (本ライセンス条項で許可されている場合を除きます)。

(iv) 本ソフトウェアの技術的な制限を回避して使用すること。

(v) 本ソフトウェアをサーバー ソフトウェアとして使用すること、またはデバイスをサーバーとして動作させること。本ソフトウェアを商用ホスティング サービスを提供するために使用すること。以下の第 2 条 (d) (v) 項で許可されている場合を除き、ネットワークを経由した 2 人以上のユーザーによる同時使用のために本ソフトウェアを利用可能にすること。本ソフトウェアをリ

リモート アクセスのためにサーバーにインストールすること、またはネットワーク経由で使用する
こと。リモート使用のユーザーのみのために本ソフトウェアをデバイスにインストールすること。

(vi) 本ソフトウェアをリバース エンジニアリング、逆コンパイル、もしくは逆アセンブルすること、またはこれらの行為を試みること。ただし、上記の行為が (a) 適用される法令により認められている場合、(b) 本ソフトウェアにオープンソース コンポーネントが含まれる場合において当該コンポーネントの使用に適用されるライセンス条項により認められている場合、または (c) 本ソフトウェアに含まれ、本ソフトウェアにおいてリンクされている、GNU Lesser General Public License に基づいてライセンスされているライブラリへの変更をデバッグするために必要である場合には、当該範囲に限って上記の行為が認められます。

(vii) インターネット ベースの機能を使用する場合、他人による当該機能の使用を妨げるおそれのある方法でこれらを使用すること、または不正な方法でサービス、データ、アカウント、またはネットワークへのアクセスやそれらの使用を試みるためにこれらの機能を使用することはできません。

d. 複数のユーザーが使用するシナリオ

(i) 複数のバージョン。複数のバージョン (例: 32 ビット版と 64 ビット版) が提供される本ソフトウェアを取得した場合、お客様が同時にインストールしてライセンス認証できるのはそのいずれか 1 つのバージョンのみです。

(ii) 複数の接続またはプールされた接続。マルチプレキシングもしくは接続をプールするために、または本ソフトウェアにアクセスもしくはこれを使用するデバイスもしくはユーザーの数を減らすためにハードウェアもしくはソフトウェアを使用しても、お客様に必要なライセンスの数が減ることはありません。お客様は、使用している本ソフトウェアのインスタンスすべてのライセンスを取得している場合にのみ、これらのハードウェアまたはソフトウェアを使用できます。

(iii) 仮想化された環境における使用。このライセンスにより、お客様は、デバイスが物理的であると仮想であるとはにかかわらず、1 台のデバイスで使用するために本ソフトウェアの 1 つのインスタンスのみをインストールすることができます。複数の仮想デバイスで本ソフトウェアを使用する場合は、インスタンスごとに別個のライセンスを取得する必要があります。

(iv) リモート アクセス。お客様は、90 日間に 1 回を上限として、ライセンスを取得したデバイスを物理的に使用する 1 名のユーザーをライセンス ユーザーとして指定することができます。ライセンス ユーザーは、前回の物理的使用から最大 365 日間、リモート アクセス テクノロジーを使用して他のデバイスから、ライセンスを取得したデバイスにアクセスすることができます。その他のユーザーはそれぞれ別の時点で、ライセンスを取得したデバイスに、リモート アクセス

テクノロジーを使用して別のデバイスからアクセスすることができますが、本ソフトウェアの同じまたは上位のエディションを実行するライセンスを別途取得したデバイスに限ります。

(v) リモート アシスタンス。お客様は、本ソフトウェアの追加のライセンスを取得することなく、リモート アシスタンス テクノロジーを使用してアクティブなセッションを共有することができます。リモート アシスタンスを使用すると、通常は問題を修正するために、あるユーザーが別のユーザーのコンピューターに直接接続することができます。

e. バックアップ用の複製。お客様は、バックアップ目的で本ソフトウェアの複製 1 部を作成できます。また、本ソフトウェアを小売業者からスタンドアロン ソフトウェアとして取得した場合は、以下に規定するとおり (詳細は <https://office.com/backup> をご覧ください)、そのバックアップ用の複製を使用して、本ソフトウェアを移管することができます。

3. 譲渡。本条の規定は、お客様が欧州経済地域で本ソフトウェアを取得され、地域内の他の個人または団体に譲渡するだけの場合には適用されません。その場合、第三者への本ソフトウェアの譲渡および本ソフトウェアを使用する権利については、適用される法令に従わなければなりません。

a. デバイスにプレインストールされたソフトウェア。お客様は、デバイスにプレインストールされた本ソフトウェアを取得した場合、ライセンスを取得したデバイスと共にのみ、本ソフトウェアを使用するライセンスを別のユーザーに直接譲渡することができます。お使いのソフトウェアをいったん譲渡すると、ライセンス認証できなくなります。許諾された譲渡を行う前に、本ソフトウェアの譲受者は本ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。

b. スタンドアロン ソフトウェア。お客様は、本ソフトウェアをスタンドアロン ソフトウェアとして取得された場合、本ソフトウェアをお客様が所有する別のデバイスに移管できますが、その頻度は 90 日間に 1 回までに制限されます (ただし、ハードウェア障害を原因とする場合は、移管後 90 日以内であっても移管できます)。本ソフトウェアを別のデバイスに移転すると、かかる他のデバイスが「ライセンスを取得したデバイス」になります。また、(i) お客様が本ソフトウェアの最初のライセンス ユーザーであり、また、(ii) 新しいユーザーが本ライセンス条項の条件に同意すれば、本ソフトウェアをそのユーザーが所有するデバイスに移管できます。新しいデバイスに本ソフトウェアを移転するときは常に、以前のデバイスから本ソフトウェアを削除する必要があります。お客様は、デバイス間でライセンスを共有するために本ソフトウェアを譲渡することはできません。

4. プライバシー、データの使用への同意。マイクロソフトは、お客様のプライバシーを重視しています。本ソフトウェアの一部の機能は、それらの機能の使用時に情報を送受信します。これらの機能の多くは、ユーザー インターフェイスで有効または無効にすることができます。または、それらを使用しないことを選択することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意

し、本ソフトウェアを使用することで、マイクロソフトが、マイクロソフトのプライバシーに関する声明 (<https://aka.ms/privacy>) の記載および本ソフトウェアの機能と関連付けられているユーザー インターフェイスの記載に従って、情報を収集、使用、および開示できることを了承するものとします。

5. 認定ソフトウェア、インターネットライセンス認証に関する要件。お客様は、ソフトウェアが正規のライセンスを取得しており、インターネットを通じまたはマイクロソフトが証人するその他の方法でライセンス認証を正しく行った場合にのみ、本ソフトウェアを使用することができます。マイクロソフトは、お客様が本ソフトウェアを使用するために、インターネットを介して本ソフトウェアをライセンス認証するようお客様に要求する場合があります。お客様は、本ソフトウェアが適切にライセンス認証されている場合にのみ、本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアを適切にライセンス認証していない場合、本ソフトウェアのほとんどの機能またはすべての機能が実行できなくなります。ライセンス認証プロセスの一部として、お客様が本ソフトウェアの使用中にインターネットに接続したときに、本ソフトウェアによってマイクロソフトまたはその関連会社への問い合わせが自動的に行われ、ライセンス認証が実施され、ライセンスが特定のデバイスに関連付けられます。ライセンス認証 (またはデバイスコンポーネントの変更より発生する可能性のあるライセンス再認証) の間に一定の情報が送信され、インターネット、電話、および SMS サービス料金が適用される場合があります。本ソフトウェアは、インストールされた本ソフトウェアのインスタンスが、偽造されている、不正にライセンスを取得している、または無許可の変更を含んでいると判断する場合があります。本ソフトウェアは、ライセンスを取得したデバイスに関連するライセンスを確認するために、インターネットに定期的かつ自動的に再接続することがあります。ライセンス認証またはライセンス再認証プロセスの一環としてデバイスをインターネットに再接続しなかった場合、本ソフトウェアの機能が低下することがあります。また、本ソフトウェアの正規のライセンスを入手するように促すメッセージが表示されます。ライセンス認証が正常に行われても、または機能制限モードで継続的に使用できたとしても、本ソフトウェアが正規のものであること、または適切にライセンスされていることは確認されていません。ライセンス認証は、本ソフトウェアのライセンス機能またはライセンス認証機能への不正な変更を特定したり、本ソフトウェアの不正使用を防止したりすることを目的としているため、お客様がライセンス認証を無視または回避することは禁止されます。お客様のソフトウェアが正規のものであるかどうか、およびお客様が適切にライセンスを取得しているかどうかを確認するには、<https://aka.ms/genuine> をご参照ください。一定の更新プログラム、サポート、およびその他のサービスは、正規のマイクロソフト ソフトウェアのユーザーに対してのみ提供される場合があります。

6. 更新。本ソフトウェアでは、ソフトウェアの更新プログラムが定期的に確認され、自動的にダウンロードおよびインストールされます。お客様は、マイクロソフトまたは認定供給元からのみ更新プログラムを入手することができます。お客様は、本ライセンス条項に同意するか、本ソフトウェアを使用することにより、あらためて通知されることなくこれらの種類の自動更新を受けすることに同意したものとします。ソフトウェア更新プログラムの設定に移動して変更するこ

とで、プログラムの設定を調整できます。例えば、Word を起動し、ファイル、アカウント、更新オプションに移動し、「更新を無効にする」を選択します。

7. 地理的制約および輸出規制。お客様のソフトウェアの使用が特定の地域に限定されている場合、お客様は、その地域でのみ本ソフトウェアのライセンス認証を行うことができます。また、お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンド ユーザーおよびエンド ユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については <https://aka.ms/exporting> をご参照ください。

8. サポート:

a. デバイスにプレインストールされたソフトウェアの場合。ソフトウェア全般のサポート オプションについては、デバイス製造業者またはインストール業者にお問い合わせください。更新プログラムおよび追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得した場合、適切にライセンスを取得しライセンス認証を行ったソフトウェアについて、マイクロソフトから限定的なサポート サービスが提供されることがあります。詳細については、<https://aka.ms/mssupport> をご参照ください。

b. 小売業者から取得したソフトウェアの場合。マイクロソフトでは、<https://aka.ms/mssupport> の規定に従い、適切にライセンスを取得しライセンス認証を行ったソフトウェアについて、限定的なサポート サービスを提供します。

9. 保証、免責、救済、損害賠償および手続き

a. 限定的保証。本ソフトウェアの入手方法に応じて、マイクロソフト、デバイス製造業者またはインストール業者は、適切にライセンスを取得しライセンス認証を行ったソフトウェアが、本ソフトウェアに付属しているマイクロソフト資料に従って、実質的に動作することを保証します。本限定的保証では、お客様に起因する問題、お客様が指示に従わなかったこと、本ソフトウェアを使用するために正しくライセンス認証を行わなかったことまたは再認証しなかったことで生じた問題、マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者の合理的な支配の及ばない事柄に起因して発生した問題は対象としていません。限定的保証は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得した日から発効し、マイクロソフトから取得した場合はその後 1 年間、デバイス製造業者またはインストール業者から取得した場合は 90 日間有効です。デバイス製造業者またはインストール業者の限定的保証が有効な 90 日間に、お客様が更新プログラムまたは追加ソフトウェアをマイクロソフトから直接取得された場合、マイクロソフトはこれらの更新または補足プログラムに対する限定的保証を提供します。その 1 年間にお客様がマイクロソフトから受け取ることのあるすべての追加ソフトウェア、更新プログラム、および交換ソフトウェアも保証の対象となりますが、その場合は、マイクロソフトから取得した場合は 1 年間、デバイス製造業者またはインストール業者から取得した場合は 90 日間の残りの日数か、

または 30 日のいずれか長いほうの期間となります。本ソフトウェアを譲渡しても、その限定的保証の期間が延長されることはありません。

b. 免責。マイクロソフトも、デバイス製造業者またはインストール業者も、他に明示の保証、担保、条件を提供しません。マイクロソフト、デバイス製造業者またはインストール業者は、商品性、特定目的への適合性、および非侵害性を含めて、すべての黙示の保証および条件を除外します。地域の法律により、黙示の保証の制限をマイクロソフトが行うことが認められていない場合、黙示の保証は、上記の限定的保証期間中に限り、法律上許容される限り、限定された内容においてお客様に与えられるものとします。お客様の地域の法律によって、契約上の制限にかかわらず、より長い有効期間が限定的保証に求められる場合、当該より長い期間が適用されます。ただし、お客様が請求しうる内容は、本ライセンス条項で許可されている内容に限定されます。

c. 限定的救済。マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者が限定的保証規定に違反した場合、当社は、自らの裁量において、(i) 無償で本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、または (ii) 本ソフトウェア (もしくは当社の裁量により、本ソフトウェアがプレインストールされたデバイス) の返品を受け入れて購入金額を払い戻します。デバイス製造業者もしくはインストール業者 (または、お客様が直接マイクロソフトから取得した場合は、マイクロソフト) は、追加ソフトウェア、更新プログラム、および本ソフトウェアを修理もしくは交換するか、またはお客様が支払われた金額を払い戻すこともあります。以上が、保証規定違反に対する、お客様への唯一の権利となります。本限定的保証は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、お客様は地域によって、その他の権利を有する場合があります。

d. 損害賠償。マイクロソフト、デバイス製造業者もしくはインストール業者が提供することのある修理、交換、または払い戻しを除き、本限定的保証規定、本ライセンス条項の他のすべての部分、またはその他の法理に基づいても、お客様はいかなる損害 (逸失利益、直接損害、結果的損害、特別損害、間接損害、付随的損害を含みます) の賠償またはその他の請求も行うことはできません。本ライセンス条項に規定する損害の免責および救済手段の制限は、修理、交換、または払い戻しによってお客様の損失が完全に補償されない場合、マイクロソフトまたはデバイス製造業者もしくはインストール業者がこのような損害の可能性を認識していたか、もしくは認識し得た場合、または本ライセンス条項に規定する救済手段がその実質的目的を達成できない場合にも適用されます。一部の地域及び国では付随的損害、派生的損害、またはその他の損害の免責、または制限を認めないため、上記の制限または免責がお客様に適用されないことがあります。お客様の地域の法律において、かかる契約上の責任の制限または免責にもかかわらず、マイクロソフトまたはデバイス製造業者もしくはインストール業者に損害の賠償を請求することが認められる場合、お客様が請求できる金額は、お客様が本ソフトウェアに対して支払った金額 (またはお客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は 50 米ドル) を上限とします。

e. **保証および払い戻し手続き。**サービスまたは払い戻しについては、お客様は購入証明書のコピーを提出し、マイクロソフトからソフトウェアを取得した場合はマイクロソフトの返品ポリシーに準拠し、デバイスの製造元またはインストーラからソフトウェアを入手した場合は、デバイス製造元またはインストーラの返品ポリシーに準拠しなければなりません。お客様がスタンドアロン ソフトウェアを購入している場合は、これらの方針に従って、ソフトウェアをアンインストールしてマイクロソフトに返却する必要があるかもしれません。デバイスにあらかじめ組み込まれているソフトウェアを入手した場合は、これらの返品ポリシーによって、ソフトウェアがインストールされているデバイス全体を返却することが求められる場合があります。プロダクト キーを含む、Certificate of Authenticity ラベル (デバイスに付属していた場合) が貼付されたままである必要があります。本ソフトウェアの保証サービスについては、デバイス製造業者またはインストール業者に、お客様のデバイスと共に提供されている住所または通話料無料の電話番号を利用してお問い合わせください。マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

(i) 米国およびカナダ。(800) MICROSOFT にお電話いただくか、Microsoft カスタマー サービス & サポート (One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) に郵送でご連絡いただくか、<https://aka.ms/nareturns> にアクセスしてください。

(ii) ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。Microsoft Ireland Operations Limited のカスタマー ケアセンター (One Microsoft Place, South Country Business Park, Leopardstown, Dublin 18, Ireland) に郵送でご連絡されるか、<https://aka.ms/mssupport> にアクセスしてください。

(iii) オーストラリア。13-20-58 にお電話いただくか、Microsoft Pty Ltd (1 Epping Road, North Ryde NSW 2113 Australia) まで郵送でご連絡されるか、<https://aka.ms/mssupport> にアクセスしてください。

(iv) その他の国。お住まいの国を担当するマイクロソフト関連会社にお問い合わせください (<https://aka.ms/mssupport>)。

10. お客様の居住地 (または法人の場合は主たる業務地) が米国内である場合における拘束力のある仲裁および集団訴訟の権利放棄

マイクロソフトは紛争の回避に努めていますが、紛争が発生した場合、お客様とマイクロソフトは、紛争通知の受領から 60 日間、非公式に紛争の解決を図ることに合意します。解決できなかった場合、お客様とマイクロソフトは、連邦仲裁法 (以下「FAA」といいます) に基づく米国仲裁協会 (以下「AAA」といいます) による拘束力のある個別の仲裁に付託するとともに、判事または陪審員による裁判所への提訴を差し控えることに合意します。この場合、中立的な仲裁人が決定を下し、仲裁人の決定は、FAA に基づく限定された再審理権を除き、最

最終的なものとなります。集団訴訟、集団仲裁、司法長官による民事訴訟、公的な差し止め請求、および任意の者が代表者として行うその他の訴訟は認められません。また、当事者全員の同意なくして個別の手續を併合することもできません。「当社」には、マイクロソフト、デバイス製造業者、ソフトウェア インストール業者およびそれぞれの関連会社のすべてが含まれます。

a. 対象となる紛争 — 知的財産権を除くすべて。「紛争」という用語は、最大限広義に解釈されます。紛争には、契約、保証、不法行為、制定法、法令、規制を含むあらゆる法理に基づく、お客様とデバイス製造業者もしくはインストール業者の間、またはお客様とマイクロソフトの間における、本ソフトウェア、その対価、マーケティング、通信、お客様の購入取引、料金請求、もしくは本ライセンス条項に関するすべての請求または論争が含まれます。ただし、お客様、お客様のライセンサー、当社、または当社のライセンサーの知的財産権の執行または有効性に関連する紛争を除きます。

b. 仲裁前における紛争通知の送達。マイクロソフトの顧客サービス担当者が解決できない紛争があり、仲裁を希望されるお客様は、まず、個別の紛争通知を米国郵便でデバイス製造業者またはインストール業者の法務部門宛に送付しなければなりません。法務部門宛てに送付します。お客様がマイクロソフトとの紛争を提起する場合、郵便にて Microsoft Corporation (ATTN: CELA ARBITRATION, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399) に送付するか、または電子的にフォームを送信してください。紛争通知フォームは、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=245499> から利用できます。フォームに必要事項をすべて入力してください。当社がお客様に紛争を提起する場合も同様とします。適用されるすべての出訴期限は、個別の紛争通知が適切に提出された日付から、本第 10 条に基づき仲裁が適切に提起された最初の日付までの間、進行が停止します。

c. 少額裁判所の選択。お客様とマイクロソフトのいずれも、少額裁判所の要件を満たしており、個別の救済を求める個別訴訟である場合に限り、紛争通知の送達に代えて、他方を相手取り少額裁判所に提訴できるものとします。その場合、お客様の居住国 (または法人の場合は、主たる営業地) に所在する少額裁判所に提訴しなければなりません。

d. 仲裁手續。すべての仲裁は、AAA が、その商事仲裁規則 (ただし、お客様が個人であり、本ソフトウェアを個人的にもしくは家庭で使用する場合、または、お客様が個人であるか本ソフトウェアをどのように使用するにかかわらず 75,000 米ドル未満の紛争の場合は、AAA の消費者仲裁規則) に基づいて実施します。AAA の大規模仲裁補足規則 (本第 10 条により修正される) は、関連事件に適用されます (以下に説明)。詳細については、<https://aka.ms/adr> を参照ください。本ライセンス条項と適用される AAA 規則との間に矛盾する内容がある場合は、本契約に準拠します。仲裁を開始するには、<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=245497> で入手可能な仲裁請求フォームを AAA に提出し、その写しをデバイス製造業者もしくはインストール業者 (またはお客様とマイクロソフトとの間の紛争である場合はマイクロソフト) に郵送します。仲裁請求フォームには、お客様とお

お客様の請求に関する具体的な情報を記載しなければなりません。25,000 米ドル以下の紛争では、仲裁人が対面による聴聞会を開く正当な理由があると判断した場合を除き、すべての聴聞は電話またはテレビ会議で行われます。対面による聴聞会は、お客様の居住地（または法人の場合は、主たる営業地）で行われます。仲裁人は、裁判所と同じ損害賠償請求を個別のお客様に認めることができます。仲裁人は、お客様による個別の請求に応じて、**宣言的救済または差し止め命令による救済を認めることができます。ただし、これは、お客様に対してのみ個別に認めることができるもので、非当事者に影響を与える救済を認めることはできません。**

仲裁人は、裁判所が排他的な権限を有するものを除き、次のすべての事項について裁定を下します。(i) 仲裁可能性のほか、この仲裁合意の成立、存在、範囲、妥当性、拘束力についての判断、(ii) 両当事者が仲裁前要件（個別の紛争通知や仲裁請求フォームなど）を遵守しているか否かの判断、(iii) 集団訴訟・手続、代表訴訟・手続、司法長官による民事訴訟・手続、併合訴訟・手続、公的な差し止め請求の禁止の強制、および (iv) 第 10 条に抵触する仲裁手続の差し止め。

お客様の紛争通知に伴う請求が他の 24 件以上の顧客請求に類似しており、それらの弁護人をお客様と同じ弁護士または相互に連携関係にある弁護士が務めている場合、お客様とマイクロソフトは、それらの請求が「関連事件」に当たること合意します。お客様とマイクロソフトは、本第 10 条により修正された仲裁請求フォームが提出された時点で有効な AAA の大規模仲裁補足規則が、関連案件に適用されることに同意します。関連事件の場合、最大 50 件の個別仲裁を一括で同時に提起できます。その場合、それらの個別仲裁は次の方法で解決されます。(i) 各当事者は、本第 10 条に基づく個別仲裁において、第 1 群として関連事件から最大 25 件を選択して提起し、解決を図ります。(ii) 最大 50 件の個別仲裁のうち第 1 群が解決されるまで、その他の関連事件の提起や起訴はできません。(iii) 第 1 群の解決後、両当事者が残りの関連事件を解決できない場合、第 2 群を提起できます。各当事者は、本第 10 条に基づく個別仲裁において、第 2 群として解決を図る関連事件を最大 25 件まで選択できます。両当事者がすべての関連事件を非公式にまたは個別仲裁を通じて解決するまで、この一括個別仲裁のプロセスを続けます。裁判所は、本項の執行（本項が特定の一連の請求に適用されるかどうかの判断を含みます）を行う排他的な権限を有し、また、本項に抵触する仲裁の提起や起訴を差し止める排他的な権限を有します。

e. 仲裁手数料および支払い。申立手数料および AAA と仲裁人の手数料と費用の支払については、AAA 規則に準拠します。

さらに、紛争が上記の関連事件の一部ではなく、紛争が 75,000 ドル未満であり、仲裁を開始する前にお客様が本第 10 条の仲裁前要件をすべて遵守している場合、(1) デバイス製造業者またはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトの間の紛争である場合はマイクロソフト）は、お客様による申立手数料を速やかに払い戻し、AAA および仲裁人の手数料および

費用を支払う、ならびに (2) もし、仲裁の終了時に、仲裁人が任命される前の最後の書面によるオファーよりも高い金額を仲裁人がお客様に裁定した場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者（またはお客様とマイクロソフトとの間の紛争である場合はマイクロソフト）は、お客様に (i) 裁定額または 1000 米ドル（いずれが金額の大きい方）、(ii) お客様が負担した合理的な弁護士費用、およびお客様の個別の仲裁に関連してお客様の弁護士に発生した合理的な費用（専門家証人料金および費用など）を支払います。

f. 可分性。すべての上訴が尽きた後、いずれかの請求や救済請求に関して、裁判所が本第 10 条のいずれかの部分を執行不能と判断した場合、両当事者は、それ以外の請求または救済（公的な差し止め命令による救済の請求など）を裁判所に提起する前に、仲裁対象のすべての請求と救済について仲裁裁定に委ねることに合意します（この場合、仲裁人は、裁判所がその救済請求を検討する前に、責任および個別救済に関する裁定を下します）。それ以外の場合、第 10 条の他の部分が執行不能と判断された場合でも、残りの部分は引き続き有効に存続します（この場合、裁判手続の開始前に仲裁裁定を下します）。

g. 当事者または第三者受益者としてのマイクロソフト。マイクロソフトがデバイス製造業者であるか、お客様が本ソフトウェアを小売業者から取得された場合、マイクロソフトが本ライセンス条項の当事者になります。それ以外の場合、マイクロソフトは、本ライセンス条項の当事者ではありませんが、お客様とデバイス製造業者またはインストール業者との間において裁判外の交渉および仲裁を通して紛争を解決するという契約における第三者受益者です。

11. 準拠法。契約違反に対する請求、地域の消費者保護法、不正競争防止法、および黙示の保証に関する法令に基づく請求、不当利得返還請求、ならびに不法行為に基づく請求を含む、本ソフトウェア、その対価、または本ライセンス条項に関するすべての請求および紛争には、抵触法にかかわらず、お客様の居住地（または法人の場合は主たる業務地）の地域または国の法令が適用されます。米国では、仲裁に関するすべての規定は FAA に準拠するものとします。

12. ネットワーク、データ、およびインターネットの使用。本ソフトウェアを通じてアクセスする本ソフトウェアおよびサービスのほとんどまたはすべての機能には、本ソフトウェアのライセンス認証もしくはライセンス再認証の間、最低でも 1 回、お客様のデバイスがインターネットにアクセスすることを義務付けることがあります。本ソフトウェアを通じてアクセスする本ソフトウェアおよびサービスの機能には、お客様のデバイスがインターネットにアクセスすることを求めるものがあります。お客様によるアクセスおよび利用（料金を含みます）には、お客様の携帯電話またはインターネット プロバイダーの契約条件が適用される場合があります。本ソフトウェアの一定の機能は、インターネット アクセスの効率向上に役立つことがあります。本ソフトウェアの使用量の計算はお客様のサービス プロバイダーの測定値と異なることがあります。お客様は、(i) ご自身のプランおよび契約の条件を理解し遵守すること、および (ii) パブリックまたはオープン ネットワークを含むネットワークの使用またはアクセスに起因する問題、について常に

責任を負うものとします。お客様は、許可を得ている場合に限り、本ソフトウェアを使用してネットワークに接続し、かかるネットワークに関するアクセス情報を共有することができます。

13. 権利が制限されたバージョン。お客様が取得した本ソフトウェアのバージョンにおいて、特定のまたは限定的な用途が明記され、またはそれ以外の方法でそれらの用途が対象とされている場合、お客様は指定されたとおりにのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は本ソフトウェアの以下のバージョンを、商業活動、公益事業、または収益が発生する活動に使用することはできません。

a. Academic または University。アカデミック版を使用するためには、お客様は、購入の時点で教育機関の学生または教職員でなければなりません。

b. Home。

c. Military Appreciation。本ソフトウェアに「Military Appreciation」エディションと明記されている場合、本ソフトウェアのライセンスを取得するには、お客様は「適格軍事ユーザー」として指定されている方でなければなりません。米国において適格軍事ユーザーになるには、お客様は、適用される米国連邦制定法および規制に従って軍施設購買部の認定顧客である必要があります。

d. Canadian Forces。本ソフトウェアに「Canadian Forces」エディションと明記されている場合、本ソフトウェアのライセンスを取得するには、お客様は「CANEX 認定顧客」として指定されている方でなければなりません。CANEX 認定顧客は以下のとおりです。

- * カナダ軍 (CAF) のメンバー (正規軍および予備部隊) およびその家族
- * 兵役経験者 (CAF の元メンバー) およびその家族 (故人の家族を含む)
- * 現在 CAF と共に活動している外国の軍隊のメンバーおよびその家族
- * NPF, CF (Non-Public Funds, Canadian Forces) の現在の職員
- * Military Family Resource Centre (MFRC) の現在の職員
- * 国防省 (DND) の現在の職員およびその家族
- * 現役および退役した王立カナダ騎馬警察 (RCMP) のメンバーならびにその家族

* Defence Research and Development Canada (DRDC) の現在の職員およびその家族

* Defence Construction Canada (DCC) の現在の職員およびその家族

* 名誉大佐 (N)、中佐およびその家族

* NPF, CF の職員の家族

* MFRC の家族

14. 消費者の権利、地域による差異。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者権利を含め、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得した当事者に関する権利を有する場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または国の強制的な法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

a. オーストラリア。「限定的保証」に関する記述は、マイクロソフト、デバイス製造業者またはインストール業者により提供される明示の保証に関する記述を意味します。本保証規定は、オーストラリアの消費者法によって保証されるお客様の権利および救済を含め、法律に基づきお客様に付与されている場合があるその他の権利および救済に加えて提供されます。本契約のいずれもそれらの権利および救済を制限または変更するものではありません。特に：

(i) 第 9 条**保証、免責、救済、損害賠償および手続き**の中にある現地法の下での保証、請け合い、損害賠償および救済を除外し制限する条項と、お客様の権利の期間を制限する条項は、オーストラリア消費者法の消費者保証およびその下の権利と救済措置には適用されません。

(ii) 第 8 条および第 9 条 e 項で言及されているサポートおよび払い戻しポリシーは、オーストラリアの消費者法の対象となります。

(iii) オーストラリア消費者法の消費者保証は、第 16 条に記載されている評価版および試用版ソフトウェアと、第 18 条に記載されているプレビュー版ソフトウェアに適用されます。

(iv) マイクロソフトの製品には、オーストラリア消費者法に基づき除外することのできない保証が付されています。本項において「商品」とは、マイクロソフト、またはデバイス製造業者もしくはインストール業者が明示の保証を提供する本ソフトウェアを意味します。お客様は、重大な欠陥に対する交換または返金、およびその他の合理的に予測可能なあらゆる損失または損

害に対する補償を受ける権利を有します。また、お客様は、かかる商品が合格品質に至っておらず当該欠陥が重大な欠陥とは見なされない場合に、かかる商品の修理または交換を受ける権利を有します。

オーストラリア消費者法に基づくお客様の権利の詳細については、<https://aka.ms/acl>をご確認ください。

b. 欧州連合。上記の「権利限定バージョン」の項に規定するアカデミック版の使用制限は、お客様に適用されない場合があります。お客様の使用権は地域の法令に準拠するものとし、かかる法令は変更されることがあります。

c. ドイツおよびオーストリア

(i) **保証。**適切にライセンスを取得しライセンス認証を行ったソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、デバイス製造業者またはインストール業者、およびマイクロソフトは、ライセンスを取得したソフトウェアに関して契約上の保証は一切いたしません。

(ii) **責任制限。**デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは、故意による行動、重過失、製造物責任法、保証された仕様および不正に隠された瑕疵に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前文に従って、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが重大な契約上の義務、すなわち、本ライセンス条項の正当な履行を支援する義務の遂行、本契約の目的を危うくする義務の不履行、および当事者が常に信頼できる義務の遵守（「基本義務」といわれます）に違反した場合、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは軽過失に限り責任を負います。その他の軽過失については、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトは責任を負いません。

d. 日本。お客様の居住地が日本であるか、日本に居住している間に本ソフトウェアをスタンドアロン ソフトウェアとして小売業者から取得した場合、本契約のすべての条件を遵守することを条件に、当社のライセンスに基づく以下の権利を許諾します。また、お客様は、最初にライセンスを取得したデバイスのライセンス ユーザーとして、ご使用のために二次的にライセンスを取得したデバイスで、本ソフトウェアの二次的複製をインストールし使用することができます。日本に居住している間に本ソフトウェアをデバイスにプレインストールされたソフトウェアとして取得した場合、お客様は、account.microsoft.com からバックアップ コピーをダウンロードすることができます。また、同じライセンスを取得したデバイスに本ソフトウェアを再インストールする目的でのみ、そのバックアップ コピーを使用することができます。お客様が日本国内に

居住している場合、または日本国内に居住していたときに本ソフトウェアを入手した場合、第13条に規定される本ソフトウェアの非商業的使用に関する制限はお客様に適用されません。小売業者から入手したソフトウェア、ならびにデバイスにプレインストールされた状態で日本国内で入手された「PIPC」ソフトウェアのどちらについても、デバイス製造業者やインストール業者ではなく、マイクロソフトが限定的なサポート サービスを提供します。

15. 言語パックおよび校正ツール。本ソフトウェアの別の言語バージョンのサポートを提供する言語パック、または校正ツールを取得している場合、お客様は、そのパックまたはツールに含まれる別の言語を使用することができます。言語パックおよび校正ツールは本ソフトウェアの一部であり、本ソフトウェアと別個に使用することはできません。

16. 評価版および試用版。評価（またはテストもしくはデモンストレーション）版を使用する場合、お客様は、本ソフトウェアを販売すること、実際の運用環境で使用する、または評価期間の経過後に使用することはできません。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、評価版ソフトウェアは「現状有姿」で提供され、評価版には明示か黙示かを問わず何らの保証（限定的保証規定を含みます）も適用されません。

17. 再販禁止 (Not for Resale)。お客様は、「NFR」または「再販禁止 (Not for Resale)」の表示のあるソフトウェアを販売することはできません。

18. プレビュー。お客様は、本ソフトウェアのプレビュー版、インサイダー版、ベータ版、またはその他のプレリリース版（以下、「プレビュー」といいます）をマイクロソフトが公開した場合、プレビューを使用することを選択できます。お客様は、本ソフトウェアの有効期限の満了日まで、お客様が本ライセンス条項のすべての条項を遵守する場合に限り、プレビューを使用することができます。プレビューは試験的なものであり、最終製品版とは実質的に動作が異なる場合があります。本ライセンス条項にこれと異なる規定がある場合でも、プレビューは「現状有姿」で提供され、プレビューには明示か黙示かを問わず何らの保証（品質保証規定を含みます）も適用されません。お客様のデバイスにプレビューをインストールすることにより、お客様のデバイスの保証が無効になるか、当該保証に影響が及び、お客様のデバイス製造業者またはネットワーク オペレーター（該当する場合）からサポートを受ける権利がなくなる場合があります。マイクロソフトは、これによってお客様に発生した損害について一切責任を負いません。マイクロソフトはプレビューのサポート サービスを提供しない場合があります。お客様は、マイクロソフトに対してプレビューに関するコメント、提案、またはその他のフィードバック（以下「提案」といいます）を提供する場合、方法や目的を問わず提案を使用する権利をマイクロソフトおよびそのパートナーに許諾するものとします。

19. 権利の留保およびフィードバック。本ライセンス条項で明示的に規定されている場合を除き、マイクロソフトは、マイクロソフトまたは任意の関連法人が所有または管理している特許権、ノウハウ、著作権、営業秘密、商標権、またはその他の知的財産権（名称、トレード ドレス、ロゴ、またはこれらに相当するものを含みますがこれらに限定されません）に基づくいかなる種

類のライセンスまたはその他の権利もお客様に許諾することはありません。お客様は、マイクロソフトに対して、(新製品、テクノロジー、プロモーション、製品名、製品フィードバック、および製品改善のアイデアを含むがこれらに限定されない) アイデア、提案、意見、またはフィードバック (以下「フィードバック」といいます) を提供する場合、その方法や目的を問わず、お客様のフィードバックの二次的著作物を作成するまたは作成させる権利、ならびにお客様のフィードバックを使用、共有、および商品化する権利を、無償かつ使用料無料でその他の義務を負わせることなくマイクロソフトに許諾するものとします。お客様は、Microsoft がお客様のフィードバックを Microsoft のソフトウェア、テクノロジー、またはドキュメントに取り込んだために、Microsoft がソフトウェア、テクノロジー、またはドキュメントの使用を第三者に許諾することを義務付けるライセンスが適用されるフィードバックを提供しないものとします。

20. 可分性。本契約のすべての条項は、関連法により許容される最大限度において適用されます。裁判所または仲裁人により、本ライセンス条項の一部の条項がそのままでは執行不能であると判断された場合、マイクロソフトは、その部分を関連する法令の下で執行可能な範囲で同様の条項に変更することができるものとします。ただし、本使用条件の他の条項が変更されることはありません。第 10 条 (仲裁および集団訴訟の権利放棄) が執行不能と判断された場合は、第 10 条 f の定めに従います。本条と第 10 条 f との間に矛盾がある場合、第 10 条 f の規定が優先します。

21. 完全合意。本ライセンス条項 (およびデバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが提供し、お客様が使用する、任意の追加ソフトウェア、アップグレード、更新プログラム、およびサービスに付属する、印刷されたライセンス条項またはその他の条項) ならびに本ライセンス条項に記載されている Web リンクに掲載されている条項は、本ソフトウェアならびに当該追加ソフトウェア、更新プログラム、アップグレード、およびサービスに関する完全なる合意です (ただし、デバイス製造業者もしくはインストール業者、またはマイクロソフトが、当該追加ソフトウェア、更新プログラム、アップグレード、またはサービスについてその他の条項を提供している場合は、この限りではありません)。お客様は、<https://aka.ms/useterms> にアクセスするか、本ソフトウェア内で [ファイル]、[アカウント]、[バージョン情報] の順に選択することで、本ソフトウェアの実行後に本ライセンスを確認することができます。また、本ライセンス条項に記載されているリンク先に掲載されている条項は、ブラウザーのアドレスバーにその URL を入力することでも確認できます。お客様は、かかる条項を確認するものとします。お客様は、本ソフトウェアまたはサービスを使用する前に、リンク先の条件を含むこれらの条件を注意深く読むことに同意します。お客様は、本ソフトウェアおよびサービスを使用することにより、本契約およびリンク先の条件を承認することとなります。本契約には情報リンクも含まれています。通知および拘束条件を含むリンクは次のとおりです。

- ・ Microsoft プライバシーに関する声明 (<https://aka.ms/privacy>)
- ・ Microsoft サービス規約 (<https://aka.ms/msa>)